

社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会 花の郷
「医療的ケア要領」

1. 実施の目的

この実施要領は、当法人の「医療的ケア指針」及び「医療的ケア要項」を踏まえ、花の郷において医療的ケアを安全かつ適切に実施することを目的に制定する。

2. 医療的ケア委員会の設置

花の郷において安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケア委員会（以下、委員会という）を設置する。

委員会は、施設長、副施設長、支援主任、看護師、指導医、必要に応じて認定特定行為業務従事者及び特例実施者によって構成するものとする。

委員会は、認定特定行為業務を含む医療的ケア実施に係る計画、実施者の研修、実施等について組織的に協議し、花の郷における医療的ケアの安全確保について確認する。

3. 医療的ケアの対象者

医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者からの依頼があり、主治医及び指導医の指示が確認できた場合、委員会の協議を経て施設長が決定する。

4. 医療的ケアの実施

花の郷管理下において医療的ケアを行う必要が生じ、看護師及び認定特定行為業務従事者、特例実施者が行うことが適切であると施設長が判断した場合に、医療的ケアを必要とするご利用者の体調が安定していることや、施設利用内において安全に実施できる体制が確保できていることを前提に実施する。特例実施者については、「医療的ケア細則」を制定し、それに準ずる。

- （１） 看護師との連携、特定行為の実施内容、特例実施者の実施内容等を記載した「医療的ケア実施者指定書」及び「医療的ケア実施状況報告書」、危機管理への対応を含んだ要ケア者の「個別の医療的ケア実施マニュアル」を作成するなど、安全確保措置について十分な対策を講じる。
- （２） 特定行為を実施する場合には、対象の医療的ケアを必要とするご利用者と特定行為を明示した主治医等からの「医療的ケア指示書」に基づくとともに、実施に当たっては、医療安全を確保する立場から指導医に指導を求める。
- （３） 特例実施者が医療的ケアを実施する場合には、医療的ケアを必要とするご利用者と、実施内容を明示した主治医等からの「医療的ケア指示書」に基づくとともに、実施にあたっては研修計画及び研修実施報告、特例実施者の認定を行い、医療安全のため指導医の助言及び指導を求める。

- (4) 施設長を中心とした組織的な訂正を整備するにあたっては、委員会がその役割を果たすことになるが、当該委員会の設置、運営等に当たっては、指導医に指導を求めることとする。

5. 医療的ケアの範囲

医療的ケアの範囲は、以下の項目とする。

- (1) 吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理
- (5) 定時薬液吸入
- (6) 気管切開部の管理
- (7) 経管栄養に関わる衛生管理
- (8) 日常的酸素吸入及び呼吸補助装置の管理
- (9) 人工呼吸器の管理
- (10) 血糖値の測定及びその後の管理
- (11) その他、上記以外の医療的ケアを必要とするご利用者の医療的ケアについて、医療的ケア委員会の協議・決定及び理事会承認を得た項目

6. 実施体制

(1) 実施者

特定行為の実施者は、看護師並びに「認定特定行為業務従事者認定証」の交付対象となる特定の支援職員とする。

特定行為以外の医療的ケアのうち、「医療的ケア細則」に基づき認定を受けた支援職員は、特例実施者として特例の行為ができることとする。

看護師は、上項及び上述の医療的ケア全ての実施ができる。

(2) 実施手続

実施手続は以下のとおりとする。

なお、各様式については、主治医意見書以外は毎年度作成するとともに提出を求め、有効期限は各年度末とする。主治医意見書は、医療的ケアを必要とするご利用者の健康状態、医療的ケアの範囲、実施者等要ケア者の医療的ケアに関わる状況に変化がない場合は、原則有効期間を3年とする。但し、指示書作成日から次回発行まで、看護師は毎年「医療的ケア実施報告」を作成及び提出し指示内容に変更がない事を確認すること。

① 医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者からの申請

- ・医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者は「医療的ケア実施申請書」(様式1)を提出する。

なお、申請にあたっては、看護師及び認定特定行為業務従事者、特例実施者が対応できる内容には範囲があることや、医療的ケアを必要とするご利用者の健康状態が優れない場合の無理な施設利用は適当でないこと等について、医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者が認識し、施設と連携、協力することが必要である。

- ・施設長及び看護師は、主治医に対して医療的ケアのシステムについて説明する。
- ・施設長は、主治医に対し医療的ケアに関する指示書について、「医療的ケア指示書」（様式２）及び、「介護職員等喀痰吸引等指示書」を使用する。
- ・主治医は、医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者を通じて施設長に対し、必要となる医療的ケアの具体的内容を指示する。また、主治医は、医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者に対して花の郷における医療的ケアに関して、期待できるメリットとリスクについても丁寧に説明をする。特定行為の有無に関わらず、花の郷を利用し、医療的ケアを実施する場合には、「医療的ケア指示書」（様式２）を用いて指示するものとする。

② 実施者の決定

- ・委員会では主治医や指導医をはじめ、委員会構成委員の意見を十分に参考にして、医療的ケアの実施者の決定を行う。

③ 指導医検診

- ・施設長は、指導医に医療的ケアを必要とするご利用者の検診を依頼する。
- ・指導医は、主治医が作成した「医療的ケア指示書」（様式２）を確認し、医療的ケアを必要とするご利用者の検診を実施する。実施者が実施可能な医療的ケアの内容と範囲を特定し、施設長に対する「指導医検診記録・意見書」（様式７）を作成する。「指導医検診記録・意見書」（様式７）については、指導医のみ記載できる記録用紙があり、かつ必要事項が記載されている場合に限り、指導医は本様式によらず記載ができる。

④ 医療的ケア実施の決定

- ・委員会において、医療的ケアを必要とするご利用者の医療的ケア申請及び主治医意見書の確認及び安全な実施体制、実施者を検討、決定を行い、施設長は稟議書を作成し委員会での医療的ケア実施決定事項は、理事長決済をもって最終決定とする。なお、委員会では看護師が「指示書依頼に関わる事項」（様式２）を用いて指導医の助言等を確認しておくこと。

⑤ 結果通知

- ・施設長は、決定された事項を「医療的ケア実施通知」（様式４）により、医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者に通知する。

⑥ 指導医による助言及び確認事項

- ・指導医の助言を受け、委員会は医療的ケアを必要とするご利用者の「個別の医療的ケア実施マニュアル」を作成し、医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者に確認を

すること。マニュアル作成者は看護師が望ましい。マニュアルは特定行為、特例実施者の医療的ケア実施、看護師のみ実施する医療的ケア全ての医療的ケアにおいて作成しておくこと。マニュアルをもとに、研修や安全な医療的ケアを実施すること

- ・特例実施者に関わる指導医の助言及び確認事項は、「医療的ケア細則」に制定する。

⑦ 「認定特定行為業務従事者認定証」の申請

- ・指導看護師により、特定行為の安全な実施が行えると評価された支援職員は、東京都に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請する。

⑧ 施設長による実施者の指定

- ・委員会において、施設長は医療的ケアを実施する職員を指定する。
- ・特例実施者の指定については、「医療的ケア細則」に制定する。

⑨ 医療的ケア実施の通知

- ・施設長は、「医療的ケア実施通知」（様式４）を用いて、医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者に医療的ケアの実施項目、内容等について通知をする。

⑩ 医療的ケア実施の承諾

- ・医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者は、「医療的ケア実施通知」（様式４）の内容を確認した後、「医療的ケア承諾」（様式５）を施設長に提出する。

⑪ 医療的ケアの実施

- ・医療的ケア実施にあたっては、要ケア者及び保護者は、必要物品の準備をする。また、毎日の健康状態が確認できるよう「健康観察表」に記入し提出をする。医療的ケアの実施者は、施設における毎日の医療的ケア実施状況を「実施記録」に記録し医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者に連絡及び控えを施設で保管しておく。
- ・実施は医療的ケアを必要とするご利用者の「個人の医療的ケアマニュアル」のとおり実施する。
- ・医療的ケアを実施する場所は、施設内、施設車両内、施設での外出先とする。但し、外出には看護師が同行すること。また、通常送迎に関わる研修、及び緊急時対応を確認した上で、認定特定行為業務従事者による特定行為（吸引）、特例実施者による医療的ケアの実施を行うこと。

⑫ 主治医、指導医との連携

- ・委員会は医療的ケアを必要とするご利用者の医療的ケア実施状況を「実施記録」により指導医に報告をする。
- ・委員会は、指導医の指導・助言もしくは実施上必要なことについて記録し、医療的ケアに関わる実施改善を図るため、必要な対応を行う。
- ・特例実施者に関わる研修記録及び、認定についての記録（様式Ａ）は必ず指導医に確認した後、実施の決定を委員会で行い、施設長は稟議書を作成し理事長決済をもって、実施を行うこと。
- ・花の郷における医療的ケアの取り組み、及び医療的ケアを必要とするご利用者の健康

状態を含む医療的ケア実施状況について、看護師は定期的に報告書を作成し、主治医に報告する。

(3) 緊急時の医療機関

- ・緊急時の医療機関は、医療的ケアを必要とするご利用者の主治医が所属する病院とし、その他必要に応じて近医の受診の可能性があることを要ケア者及び保護者に確認をする。また、救急車要請の場合は、この限りではないことを含む。
- ・災害時における医療機関の受診及び搬送については、日頃から主治医と確認をしておくよう医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者と共有しておくこと。また、酸素や電源確保など医療的ケアに必要な備品について、医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者以外に関わる業者等の連絡先を把握しておくこと。

7. 医療的ケアを必要とするご利用者及び保護者の責務

- (1) 医療的ケアの内容、健康状態、緊急時連絡先等を記入した「医療的ケア実施申請」(様式1)を、毎年度及び、記載事項変更等が生じた時、速やかに施設長に提出する。
- (2) 施設利用当日の健康状態について、「健康観察表」を記載し施設に持参、提出する。
- (3) 必要な医療的ケア機材等の準備をする。
- (4) 緊急時連絡先を必ず知らせる。
- (5) 施設利用時に医療的ケアを必要とするご利用者の健康状態に異常が認められた場合、花の郷から連絡を受け、保護者は対応について花の郷と相談し、必要な対応をとる。
- (6) 定期的に主治医の診察を受け、適切な指示を得るとともに、医療的ケアに変更があった場合には、速やかに花の郷に報告をする。

8. 医療的ケア実施に関わる中止または終了

花の郷で実施している医療的ケアにおいて、以下に該当する場合は、その実施を中止または終了として取り扱うこととする。

- (1) 医療的ケア申請(様式1)で、申請する医療的ケアの内容に変更がある場合
- (2) 医療的ケア委員会において、安全に医療的ケアを実施する職員体制が整備されないと、施設長が書面をもって中止または一時中止、保護者同伴による施設利用、送迎なし等を通知することがある。
- (3) 上項にあるご利用者及び保護者の責務がない場合、面談等を実施し、改善を求めてもその成果が得られなかった場合、医療的ケア委員会において中止または終了の決定をすることがある。
- (4) 施設契約を解除した場合は自然的に医療的ケアの実施を修了とする。

附則

- 1～8の内容について、検討事項が生じた場合には、速やかに医療的ケア委員会を開催し、検討する。
- 本要領は、令和３年４月１日をもって施行する。